



平成 19 年 3 月 13 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号：3719)
問合せ先 執行役員管理本部長 杉原 均
電話番号：03-3343-6680

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 19 年 3 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 19 年 2 月 26 日にお知らせしておりますとおり、当社は平成 19 年 7 月 1 日付で会社分割を行い、持株会社制への移行を予定しております。これに伴い、商号及び事業目的を変更するため、現行定款第 1 条及び第 2 条を変更するものであります。また、第 1 条の変更の効力は持株会社制への移行と同時に発生することとなるため、附則第 1 条を設けるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役の任期を 1 年とするため現行定款第 2 3 条を変更するものであります。
- (3) 当社の経営規模に応じ、当社の役付取締役に取締役会長職を追加するため、現行定款第 2 5 条を変更するものであります。
- (4) 補欠監査役選任決議が効力を有する期間を定めることが認められたことに伴い、現行定款第 3 4 条を変更するものであります。
- (5) その他上記各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

株主総会開催日 平成 19 年 3 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 28 日(ただし、変更案第 1 条については、平成 19 年 7 月 1 日に効力発生)

以 上

(別紙)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>ビジネスバンクコンサルティング</u>と称し、英文では<u>BUSINESS BANK CONSULTING CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 会計業務コンサルティング2 株式公開コンサルティング3 情報システムコンサルティング4 経営コンサルティング5 投資顧問事業6 コンピュータソフトウェアの開発販売7 コンピューター及びコンピューター関連機器の販売8 貸金業及び総合リース・レンタル業9 債権の管理・販売10 不動産の管理・運用・賃貸・売買・仲介11 民法に規定する組合契約及び商法に規定する匿名組合契約の締結、その媒介、取次ぎ並びに代理業務12 人材派遣業13 インターネットを利用した学習サービスの提供・出版業14 ホテル・旅館、ゴルフ業、スポーツ施設・ゲームセンター等の娯楽施設の経営15 飲食店業16 翻訳業17 損害保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務18 前各号に附帯する一切の業務	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>B B H</u>と称し、英文では<u>BBH CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の各号の事業を営む<u>会社、組合その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</u>を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1)会計業務コンサルティング(2)株式公開コンサルティング(3)情報システムコンサルティング(4)経営コンサルティング(5)投資顧問事業(6)コンピュータソフトウェアの開発販売(7)コンピューター及びコンピューター関連機器の販売(8)貸金業及び総合リース・レンタル業(9)債権の管理・販売(10)不動産の管理・運用・賃貸・売買・仲介(11)民法に規定する組合契約及び商法に規定する匿名組合契約の締結、その媒介、取次ぎ並びに代理業務(12)人材派遣業(13)インターネットを利用した学習サービスの提供・出版業(14)ホテル・旅館、ゴルフ業、スポーツ施設・ゲームセンター等の娯楽施設の経営(15)飲食店業(16)翻訳業(17)損害保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務(18)前各号に附帯する一切の業務

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第3条～第22条(省略)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.(省略)</p> <p>第24条(省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p> <p>第26条～第33条(省略)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2.</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第35条～第43条(省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2.</u> 当社は、前各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</p> <p>第3条～第22条(現行どおり)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.(現行どおり)</p> <p>第24条(現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、<u>取締役会長、</u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p> <p>第26条～第33条(現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2.</u> 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p><u>3.</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第35条～第43条(省略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条(商号)の変更は、平成19年3月28日開催の定時株主総会で新設分割が承認されることを条件に、平成19年7月1日から実施する。</u></p>